熊谷市マスコットキャラクター「ニャオざね」使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊谷市マスコットキャラクター「ニャオざね」（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用できる者）

第２条　何人もマスコットキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

⑴　熊谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

⑵　自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。

⑶　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

⑷　特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

⑸　その他、その使用が不適当であるとき。

（使用承認申請等）

第３条　営利を目的としてマスコットキャラクターを使用する場合には、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　マスコットキャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

３　市長は、第１項の申請についてその内容が前条の規定に照らし適当と認めたときは、マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第２号）を交付するものとし、適当でないと認めたときは、マスコットキャラクター使用（変更）不承認書（様式第３号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第４条　マスコットキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合は、完成物件の提出を省略することができる。

⑵　使用するデザインは、熊谷市マスコットキャラクター「ニャオざね」デザイン集（以下「デザイン集」という。）に定められたものとすること。

⑶　定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

⑷　「熊谷市マスコットキャラクター『ニャオざね』」との表記を付すこと（別記「使用例１」参照）。ただし、スペースの関係で、上記表記が難しい場合は、「©熊谷市」あるいは「ⒸⓀ」の表記をもって代えることができる（別記「使用例２」「使用例３」参照）。なお、市長が認めた場合はこの限りではない。

２　マスコットキャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

⑴　承認された用途のみに使用すること。
⑵　年度ごとに「マスコットキャラクター使用商品等販売状況」（様式第４号）を提出すること。

（承認内容の変更等）

第５条　マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請についてその内容が第２条の規定に照らし適当と認めたときは、マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第２号）を交付するものとし、適当でないと認めたときは、マスコットキャラクター使用（変更）不承認書（様式第３号）を交付するものとする。

３　変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利の設定の禁止）

第６条　意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第６条及び商標法（昭和３４年法律第１２７号）第５条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第７条　マスコットキャラクターを使用している者が、第４条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

２　マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、第４条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（争論等の解決）

第８条　マスコットキャラクターの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、マスコットキャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則

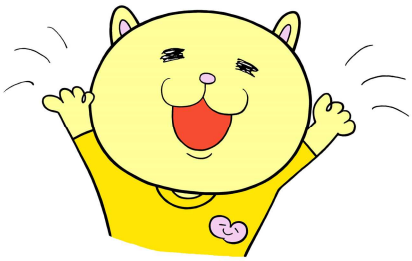
この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月２２日から施行する。

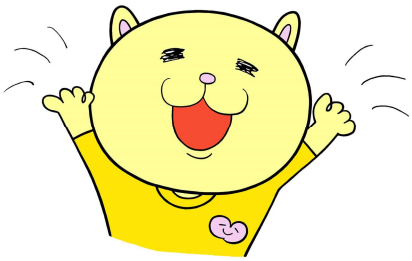
別記

使用例１



熊谷市マスコットキャラクター「ニャオざね」

使用例２



©熊谷市

使用例３



©Ⓚ